

社会福祉法人刈谷市社会福祉協議会業務契約条項

(総則)

- 第1条** 社会福祉法人刈谷市社会福祉協議会（以下「発注者」という。）及び受注者は、契約書記載の業務に関し、契約書に定めるもののほか、この条項に基づき、別冊の積算書及び仕様書（以下「積算書等」という。）に従い、これを履行しなければならない。
- 2 受注者は、この条項若しくは積算書等に特別の定めがある場合、又は発注者と受注者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 3 受注者は、業務を行う上で知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- 4 この条項に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除は、書面により行わなければならない。

(工程表届等)

- 第2条** 発注者は、必要がある場合はこの契約締結後速やかに積算書等に基づき、工程表届、現場代理人通知書又は、委託業務届出書を受注者に提出させるものとする。

(契約の保証)

- 第3条** 受注者は、この契約の締結と同時に、契約保証金として契約金額の10分の1以上の金額を納付しなければならない。なお、契約の相手方が刈谷市入札参加資格者名簿に登録されているもの、又は過去2か年の間に発注者、若しくは他の社会福祉協議会と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これら全てを誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められ、契約書の契約保証金欄に「契約保証金免除」と記載されているときは、本条は適用しない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

- 第4条** 受注者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託の制限等)

- 第5条** 受注者は、業務の処理の全部若しくはその一部を一括して他に委託し、又は請け負わせてはならない。
- 2 受注者は、業務の処理を他に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、書面により発注者に届出なければならない。

(業務担当責任者)

- 第6条** 発注者は、必要があると認めるときは、業務担当責任者を置くものとする。
- 2 業務担当責任者は、この条項の他の条項に定めるもの及びこの条項に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて業務担当責任者に委任したもののほか、積算書等に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

- (1) この条項及び積算書等の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
- (2) この契約の履行に関する受注者等との協議
- (3) 業務の進捗の確認、積算書等の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査

3 前項の規定に基づく業務担当責任者の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

(履行報告)

第7条 受注者は、積算書等に定めるところにより、契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(業務の変更、一時中止等)

第8条 発注者は、必要があると認めるときは、業務の内容を変更し、又は業務の処理を一時中止し、若しくは打ち切ることができる。この場合において、契約期間又は契約金額を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して書面により定める。ただし、協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 発注者は、前項の規定により、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。賠償額は、発注者と受注者とが協議して定める。

(損害の負担)

第9条 業務の処理に関し発生した損害は、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき理由により生じたものについては、発注者が負担する。

(検査)

第10条 受注者は、業務を完了したとき又は業務の一部を完了したときは、その旨を完了届又は一部完了届により発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に受注者の立ち会いの上、業務の完了を確認するための検査を完了しなければならない。

3 受注者は、業務が前項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合において、修補の完了を業務の完了とみなして前2項の規定を準用する。

(契約代金の支払い)

第11条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、契約金額の支払いを書面により請求することができる。ただし、業務の一部を完了したときは契約金額の業務完了分に相当する金額の支払いを書面により請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、適法な請求書を受理した日の翌月末までに支払わなければならない。

(履行遅延の場合における違約金)

第12条 受注者の責めに帰すべき事由により契約期間内に業務を完了することができないときは、遅滞なく理由を付した書面により、発注者に申し出なければならない。

2 前項の場合において、発注者は、契約期間経過後相当の期間内に完了する見込みがあると認めるときは、受注者から違約金を徴収して契約期間を延長することができる。この場合において、違約金の額は、遅延日数に応じ、未履行部分相当額(1,000円未満の端数金額は切り捨てる。)に契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率(以下、「財務大臣が決定する率」という。)を乗じて計算した額とする。

3 前項の違約金に100円未満の端数があるとき、又は違約金が100円未満であるときは、その端数金額又はその違約金は徴収しないものとする。

4 発注者の責めに帰すべき事由により、第11条第2項の規定による契約金額の支払いが遅れた場合においては、受注者は、遅延日数に応じ、未受領金額に契約日における財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(発注者の解除権)

第13条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

(2) その責めに帰すべき事由により、契約期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

(4) 第15条第1項の規定によらないで、契約の解除を申し出たとき。

2 発注者は、前項の規定により契約を解除したときは、業務の既済部分を検査の上、当該検査に合格した部分を確認し、その既済部分に相応する契約代金を受注者に支払わなければならない。ただし、支払済額があるときは、差引清算するものとする。

3 第1項の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

第13条の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 法人等(法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。)の役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)に暴力団員による不当な行為の防止等に関

する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。

(2) 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。

(4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた発注者の損害の賠償を受注者に請求することができる。

3 発注者は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、受注者に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

第14条 発注者は、業務が完了するまでの間は、第13条第1項及び前条第1項の規定によるほか必要があるときは、契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定により契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。賠償額は発注者と受注者とが協議して定める。

(受注者の解除権)

第15条 受注者は、発注者が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったときは、契約を解除することができる。

2 受注者は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

(解除の通知)

第16条 発注者又は受注者は、前4条の規定により契約を解除するときは、遅滞なくその旨を発注者又は受注者に書面により通知しなければならない。

(損害賠償)

第17条 受注者は、この契約に関して談合その他の不正行為があったときは、発注者に

対し第17条の2、第17条の3及び第17条の4に規定する賠償金を支払わなければならない。

第17条の2 本会会長は、契約者が当該契約について次の各号のいずれかに該当する場合は、契約金額に100分の20を乗じて得た額の賠償金を徴収するものとする。ただし、本会会長が契約の性質上賠償金を請求することが適当でないとする場合は、この限りでない。

(1) 契約者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条、第6条、第8条第1項又は第19条の規定に違反（以下「独占禁止法違反」という。）するとして、独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金納付命令を受け、当該命令が確定したとき。

(2) 契約者又はその役員若しくは使用人が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は独占禁止法第89条第1項、第90条第1号若しくは第2号若しくは第95条第1項第1号に規定する罪を犯し、刑に処せられた（刑の執行が猶予された場合を含む。）とき。

(3) 前2号に規定するもののほか、契約者又はその役員若しくは使用人が、独占禁止法違反行為をし、又は刑法第96条の3の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。

2 前項に規定する場合において、不当廉売に該当する場合等本会に損害が生じないものと本会会長が認めるときは、同項の規定は適用しない。

3 第1項の規定は、契約の履行完了後又は解除後においても適用するものとする。

第17条の3 本会会長は、契約者が当該契約について次の各号のいずれかに該当する場合は、前条第1項の規定にかかわらず、契約金額に100分の30を乗じて得た額の賠償金を徴収するものとする。

(1) 前条第1項第1号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があるとき。

(2) 前条第1項第2号に規定する刑に係る確定判決において、契約者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 契約者が談合その他の不正行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

第17条の4 本会会長は、前2条の規定にかかわらず、本会に生じた実際の損害額が前2条に規定する賠償金の額を超える場合においては、契約者に対しその超過分につき賠償を請求できるものとする。

(名称等の変更届)

第18条 受注者は、受注者の名称若しくは組織、又は住所の変更があったときは、速やかに書面により発注者に届け出なければならない。

(紛争の解決)

第19条 この条項の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに、発注者が定めたものに受注者が不服がある場合、その他契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じたときは、発注者及び受注者は、協議の上調停人を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、発注者と受注者とが協議して特別の定めをしたものを除き、調停人の選任に係るものは発注者と受注者とが折半し、その他のものは発注者と受注者それぞれが負担する。

(妨害又は不当要求に対する届出義務)

第20条 受注者は、契約の履行に当たって、妨害（不法な行為等で、業務の履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものとは認められないものをいう。）を受けた場合は、発注者へ報告するとともに、警察への被害届を提出しなければならない。

2 受注者は妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の発注者への報告又は被害届の提出を怠ったと認められる場合は、入札参加資格停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講じることがある。

(補則)

第21条 この条項に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

施行日

平成29年4月1日